

平成30年度

松島町各種会計予算

松 島 町

目 次

松 島 町 一 般 会 計 予 算	1
松島町国民健康保険特別会計予算	1 1
松島町後期高齢者医療特別会計予算	1 5
松 島 町 介 護 保 険 特 別 会 計 予 算	1 9
松島町介護サービス事業特別会計予算	2 3
松 島 町 観 瀾 亭 等 特 別 会 計 予 算	2 7
松島町松島区外区有財産特別会計予算	3 1
松 島 町 下 水 道 事 業 特 別 会 計 予 算	3 5
松 島 町 水 道 事 業 会 計 予 算	4 1

松島町一般会計予算

議案第 号

平成30年度松島町一般会計予算

平成30年度松島町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,432,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成30年3月2日提出

松島町長 櫻井公一

第1表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 町 税		1,617,412
	1 町 民 税	606,856
	2 固 定 資 産 税	775,679
	3 軽 自 動 車 税	34,223
	4 町 た ば こ 税	87,447
	5 入 湯 税	47,687
	6 都 市 計 画 税	65,520
2 地 方 譲 与 税		52,401
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	14,800
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	37,600
	3 地 方 道 路 譲 与 税	1
3 利 子 割 交 付 金		1,755
	1 利 子 割 交 付 金	1,755
4 配 当 割 交 付 金		2,946
	1 配 当 割 交 付 金	2,946
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		1,750
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	1,750
6 地 方 消 費 税 交 付 金		260,222
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	260,222
7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		21,000
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	21,000
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金		15,016
	1 自 動 車 取 得 税 交 付 金	15,016

9 国有提供施設等所在市町村助成交付金		17,593
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	17,593
10 地方特例交付金		9,000
	1 地方特例交付金	9,000
11 地方交付税		2,955,150
	1 地方交付税	2,955,150
12 交通安全対策特別交付金		2,354
	1 交通安全対策特別交付金	2,354
13 分担金及び負担金		50,312
	1 負担金	50,312
14 使用料及び手数料		92,528
	1 使用料	59,343
	2 手数料	33,185
15 国庫支出金		938,180
	1 国庫負担金	594,389
	2 国庫補助金	340,109
	3 委託金	3,682
16 県支出金		310,107
	1 県負担金	169,222
	2 県補助金	116,760
	3 委託金	24,125
17 財産収入		4,964
	1 財産運用収入	4,962
	2 財産売却収入	2
18 寄附金		15,001

款	項	金	額
	1 寄 附 金		15,001
19 繰 入 金			2,546,642
	1 特 別 会 計 繰 入 金		4
	2 基 金 繰 入 金		2,546,638
20 繰 越 金			50,000
	1 繰 越 金		50,000
21 諸 収 入			192,267
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料 等		500
	2 町 預 金 利 子		100
	3 貸 付 金 元 利 収 入		91,177
	4 受 託 事 業 収 入		6,959
	5 雑 入		93,531
22 町 債			275,400
	1 町 債		275,400
歳 入	合 計		9,432,000

2 歳出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		117,321
	1 議 会 費	117,321
2 総 務 費		880,179
	1 総 務 管 理 費	722,524
	2 徴 税 費	105,197
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	35,462
	4 選 挙 費	9,468
	5 統 計 調 査 費	5,743
	6 監 査 委 員 費	1,785
3 民 生 費		1,635,612
	1 社 会 福 祉 費	1,178,165
	2 児 童 福 祉 費	457,436
	3 災 害 救 助 費	11
4 衛 生 費		467,489
	1 保 健 衛 生 費	237,661
	2 清 掃 費	229,828
5 労 働 費		50,098
	1 労 働 諸 費	50,098
6 農 林 水 産 業 費		315,441
	1 農 業 費	227,525
	2 林 業 費	46,620
	3 水 産 業 費	41,296
7 商 工 費		190,695
	1 商 工 費	190,695

款	項	金 額
8 土 木 費		3, 930, 820
	1 土 木 管 理 費	84, 900
	2 道 路 橋 梁 費	974, 210
	3 河 川 費	2, 919
	4 港 灣 費	58
	5 都 市 計 画 費	2, 849, 864
	6 住 宅 費	18, 869
9 消 防 費		297, 558
	1 消 防 費	297, 558
10 教 育 費		573, 762
	1 教 育 總 務 費	110, 043
	2 小 学 校 費	87, 022
	3 中 学 校 費	43, 502
	4 社 会 教 育 費	86, 270
	5 保 健 体 育 費	165, 569
	6 幼 稚 園 費	81, 356
11 災 害 復 旧 費		418, 372
	1 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 費	1, 000
	2 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	416, 872
	3 文 教 施 設 災 害 復 旧 費	500
12 公 債 費		544, 653
	1 公 債 費	544, 653
13 予 備 費		10, 000
	1 予 備 費	10, 000
歳 出	合 計	9, 432, 000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
小企業小口融資平成30年度貸付分損失補償	平成30年度から 平成38年度まで	600千円
中小企業振興融資平成30年度貸付分損失補償	平成30年度から 平成43年度まで	4,200
平成30年度貸付合併処理浄化槽設置等改造資金利子補給金	平成31年度から 平成35年度まで	172
平成30年度貸付合併処理浄化槽設置等改造資金損失補償	平成30年度から 平成35年度まで	融資元本の最終償還期限後、約定に基づく期限を経過しても、なお元本及び延滞利子の全部又は一部が回収されなかった場合における当該回収されなかった金額
自動車リース	平成31年度から 平成37年度まで	8,608
バスリース	平成31年度から 平成35年度まで	10,868
印刷機リース	平成31年度から 平成35年度まで	1,687
複合機リース	平成31年度から 平成35年度まで	2,091
小中学校ネットワーク機器リース	平成31年度から 平成35年度まで	7,487
校務システムリース	平成31年度から 平成35年度まで	11,330
教育用パーソナルコンピュータリース	平成31年度から 平成35年度まで	20,765
自動体外式除細動器リース	平成31年度から 平成35年度まで	1,516
ホームページ用サーバリース	平成31年度から 平成35年度まで	9,606
庁舎電話交換機リース	平成31年度から 平成33年度まで	523
ひとりぐらし老人等緊急通報システム管理業務(固定電話回線利用型)	平成31年度から 平成33年度まで	1,176

事 項	期 間	限 度 額
庁舎エレベーター保守点検業務	平成 3 1 年度 から 平成 3 2 年度 まで	7 8 9 ^{千円}
庁舎自動ドア保守点検業務	平成 3 1 年度 から 平成 3 2 年度 まで	1 6 6
固定資産評価替えに伴う路線価等メンテナンス業務	平成 3 1 年度 から 平成 3 2 年度 まで	1 8, 2 5 6
公営住宅管理システムリース	平成 3 1 年度 から 平成 3 2 年度 まで	5 1 1
町道根廻・磯崎線道路整備事業	平成 3 1 年度 から 平成 3 2 年度 まで	5 4 0, 0 0 0
I T ルームパーソナルコンピュータリース	平成 3 1 年 度	7 4
議事録反訳業務	平成 3 1 年 度	4 1 9
地域防災計画見直し業務	平成 3 1 年 度	4, 5 0 0
コンビニエンスストア収納事務委託業務	平成 3 1 年 度	9 7 4
一般廃棄物収集運搬業務	平成 3 1 年 度	5 9, 7 4 6

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
衛生施設整備事業	千円 28,400	証 書 借 入 又 は 証 券 発 行	4.0 %以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上げ償還もしくは低利に借換えすることができる。
農業生産基盤整備事業	3,900	同 上	同 上	同 上
農村地域復興再生基盤 総合整備事業	4,500	同 上	同 上	同 上
道路整備事業	14,200	同 上	同 上	同 上
消防施設整備事業	15,100	同 上	同 上	同 上
臨時財政対策債	209,300	同 上	同 上	同 上
計	275,400			

松島町国民健康保険特別会計予算

議案第 号

平成30年度松島町国民健康保険特別会計予算

平成30年度松島町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,811,007千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足が生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成30年3月2日提出

松島町長 櫻井公一

第1表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金	額
1 国民健康保険税			277,640
	1 国民健康保険税		277,640
2 使用料及び手数料			140
	1 手数料		140
3 国庫支出金			96
	1 国庫補助金		96
4 県支出金			1,330,066
	1 県補助金		1,330,066
5 財産収入			125
	1 財産運用収入		125
6 繰入金			201,517
	1 他会計繰入金		151,194
	2 基金繰入金		50,323
7 繰越金			1,000
	1 繰越金		1,000
8 諸収入			423
	1 延滞金、加算金及び過料等		261
	2 雑収入		162
歳入	合計		1,811,007

2 歳出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		43,390
	1 総務管理費	35,791
	2 徴収費	7,168
	3 運営協議会費	431
2 保険給付費		1,302,768
	1 療養諸費	1,138,716
	2 高額療養費	158,709
	3 移送費	40
	4 出産育児諸費	4,203
	5 葬祭諸費	1,100
3 国民健康保険事業費納付金		418,245
	1 医療給付費分	293,890
	2 後期高齢者支援金等分	90,061
	3 介護納付金分	34,294
4 共同事業拠出金		1
	1 共同事業拠出金	1
5 保健事業費		16,073
	1 特定健康診査等事業費	13,558
	2 保健事業費	2,515
6 基金積立金		19,213
	1 基金積立金	19,213
7 諸支出金		1,317
	1 償還金及び還付加算金	1,315
	2 延滞金	1

款	項	金額
	3 繰 出 金	1
8 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出	合 計	1,811,007

松島町後期高齢者医療特別会計予算

議案第 号

平成30年度松島町後期高齢者医療特別会計予算

平成30年度松島町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ207,002千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成30年3月2日提出

松島町長 櫻井公一

第1表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金	額
1 後期高齢者医療保険料			153,733
	1 後期高齢者医療保険料		153,733
2 使用料及び手数料			10
	1 手 数 料		10
3 繰 入 金			52,937
	1 他 会 計 繰 入 金		52,937
4 繰 越 金			1
	1 繰 越 金		1
5 諸 収 入			321
	1 延滞金、加算金及び過料等		1
	2 償還金及び還付加算金		320
歳 入	合 計		207,002

2 歳出

(単位：千円)

款	項	金	額
1 総務費			3,180
	1 総務管理費		2,635
	2 徴収費		545
2 後期高齢者医療広域連合納付金			203,001
	1 後期高齢者医療広域連合納付金		203,001
3 諸支出金			321
	1 償還金及び還付加算金		320
	2 繰出金		1
4 予備費			500
	1 予備費		500
歳出	合計		207,002

松島町介護保険特別会計予算

議案第 号

平成30年度松島町介護保険特別会計予算

平成30年度松島町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,730,456千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足が生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成30年3月2日提出

松島町長 櫻井公一

第1表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金	額
1 保 險 料			353,779
	1 介 護 保 險 料		353,779
2 使 用 料 及 び 手 数 料			30
	1 手 数 料		30
3 国 庫 支 出 金			385,352
	1 国 庫 負 担 金		281,040
	2 国 庫 補 助 金		104,312
4 支 払 基 金 交 付 金			440,974
	1 支 払 基 金 交 付 金		440,974
5 県 支 出 金			246,607
	1 県 負 担 金		234,074
	2 県 補 助 金		12,532
	3 財 政 安 定 化 基 金 支 出 金		1
6 財 産 収 入			17
	1 財 産 運 用 収 入		17
7 繰 入 金			302,741
	1 他 会 計 繰 入 金		275,007
	2 基 金 繰 入 金		27,734
8 繰 越 金			100
	1 繰 越 金		100
9 諸 収 入			856
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料 等		10
	2 町 預 金 利 子		1
	3 雑 入		845
歳 入	合 計		1,730,456

2 歳出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		60,559
	1 総 務 管 理 費	60,559
2 保 険 給 付 費		1,584,969
	1 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	1,501,754
	2 特 定 入 所 者 介 護 サ ー ビ ス 費	52,898
	3 高 額 介 護 サ ー ビ ス 等 費	28,835
	4 介 護 給 付 費 審 査 支 払 手 数 料	1,482
3 地 域 支 援 事 業 費		83,879
	1 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費	38,396
	2 一 般 介 護 予 防 事 業 費	10,546
	3 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	34,800
	4 そ の 他 諸 費	137
4 基 金 積 立 金		18
	1 基 金 積 立 金	18
5 諸 支 出 金		31
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	30
	2 繰 出 金	1
6 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出	合 計	1,730,456

松島町介護サービス事業特別会計予算

議案第 号

平成30年度松島町介護サービス事業特別会計予算

平成30年度松島町の介護サービス事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,647千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成30年3月2日提出

松島町長 櫻井公一

第1表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 サービス収入		9,645
	1 予防給付費収入	9,645
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
3 諸収入		1
	1 町預金利子	1
歳入	合計	9,647

2 歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 事業費		8,997
	1 居宅介護支援事業費	8,997
2 諸支出金		650
	1 償還金	1
	2 繰出金	649
歳出	合計	9,647

松島町観瀾亭等特別会計予算

議案第 号

平成30年度松島町観瀾亭等特別会計予算

平成30年度松島町の観瀾亭等特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ106,071千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

平成30年3月2日提出

松島町長 櫻井公一

第1表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 観 瀾 亭 収 入		59,968
	1 事 業 収 入	21,576
	2 繰 入 金	38,373
	3 財 産 収 入	19
2 福 浦 橋 収 入		46,001
	1 事 業 収 入	46,000
	2 諸 収 入	1
3 繰 越 金		100
	1 繰 越 金	100
4 諸 収 入		2
	1 町 預 金 利 子	1
	2 雑 入	1
歳 入	合 計	106,071

2 歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 観 瀾 亭 費		59,570
	1 事 業 管 理 費	59,570
2 福 浦 橋 費		43,846
	1 事 業 管 理 費	43,846
3 公 債 費		2,155
	1 公 債 費	2,155
4 予 備 費		500
	1 予 備 費	500
歳 出	合 計	106,071

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
券売機リース	平 成 3 1 年 度	2 6

松島町松島区外区有財産特別会計予算

議案第 号

平成30年度松島町松島区外区有財産特別会計予算

平成30年度松島町の松島区外区有財産特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,069千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成30年3月2日提出

松島町長 櫻井公一

第1表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 松 島 区		902
	1 財 産 収 入	693
	2 繰 入 金	207
	3 繰 越 金	1
	4 町 預 金 利 子	1
2 高 城 区		1,163
	1 財 産 収 入	398
	2 繰 入 金	764
	3 繰 越 金	1
3 手 樽 区		1
	1 財 産 収 入	1
4 幡 谷 区		1
	1 財 産 収 入	1
5 北 小 泉 区		1
	1 財 産 収 入	1
6 初 原 区		1
	1 財 産 収 入	1
歳 入	合 計	2,069

2 歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 松 島 区		902
	1 財 産 費	902
2 高 城 区		1,163
	1 財 産 費	1,163
3 手 樽 区		1
	1 財 産 費	1
4 幡 谷 区		1
	1 財 産 費	1
5 北 小 泉 区		1
	1 財 産 費	1
6 初 原 区		1
	1 財 産 費	1
歳 出	合 計	2,069

松島町下水道事業特別会計予算

議案第 号

平成30年度松島町下水道事業特別会計予算

平成30年度松島町の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,683,974千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成30年3月2日提出

松島町長 櫻井公一

第1表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		804
	1 負担金	804
2 使用料及び手数料		206,891
	1 使用料	206,800
	2 手数料	91
3 国庫支出金		215,000
	1 国庫補助金	55,000
	2 国庫負担金	160,000
4 繰入金		1,909,277
	1 他会計繰入金	1,909,277
5 繰越金		1,000
	1 繰越金	1,000
6 諸収入		50,002
	1 町預金利子	1
	2 雑収入	50,001
7 町債		301,000
	1 町債	301,000
歳入	合計	2,683,974

2 歳出

(単位：千円)

款	項	金	額
1 総務費			279,578
	1 総務管理費		279,578
2 事業費			1,650,226
	1 下水道建設費		1,650,226
3 災害復旧費			192,673
	1 公共下水道施設災害復旧費		192,673
4 公債費			560,496
	1 公債費		560,496
5 諸支出金			1
	1 繰出金		1
6 予備費			1,000
	1 予備費		1,000
歳出	合計		2,683,974

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
平成30年度貸付水洗化改造資金利子補給金	平成31年度から 平成35年度まで	千円 261
平成30年度貸付水洗化改造資金損失補償	平成30年度から 平成35年度まで	融資元本の最終償還期限後、約定に基づき期限を経過しても、なお元本及び延滞利子の全部又は一部が回収されなかった場合における当該回収されなかった金額
自動車リース	平成31年度から 平成32年度まで	371
汚泥脱水ケーキ運搬業務	平成31年度	13,000

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公共下水道事業	千円 301,000	証 書 借 入 又 は 証 券 発 行	4.0 %以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上げ償還もしくは低利に借換えすることができる。
計	301,000			

松島町水道事業会計予算

議案第 号

平成30年度松島町水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度松島町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	5, 552戸
(2) 年間総給水量	1, 954, 900m ³
(3) 一日平均給水量	5, 356m ³

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益		607, 139千円
第1項 営業収益		575, 515千円
第2項 営業外収益		31, 623千円
第3項 特別利益		1千円
	支	出
第1款 水道事業費用		572, 721千円
第1項 営業費用		562, 847千円
第2項 営業外費用		4, 873千円
第3項 特別損失		1千円
第4項 予備費		5, 000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額82, 530千円は、減債積立金取崩額18, 579千円、過年度分損益勘定留保資金63, 951千円で補てんするものとする。)

	収	入
第1款 資本的収入		444, 001千円
第1項 企業債		384, 200千円
第3項 負担金		59, 801千円

第1款 資本的支出	526,531千円
第1項 建設改良費	507,952千円
第2項 企業債償還金	18,579千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
コンビニエンスストア収納取扱業務	平成31年度	611 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりとする。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
二子屋浄水場整備事業	384,200 千円	証書借入 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 55,154千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、4,604千円と定める。

平成30年3月2日提出

松島町長 櫻井 公一